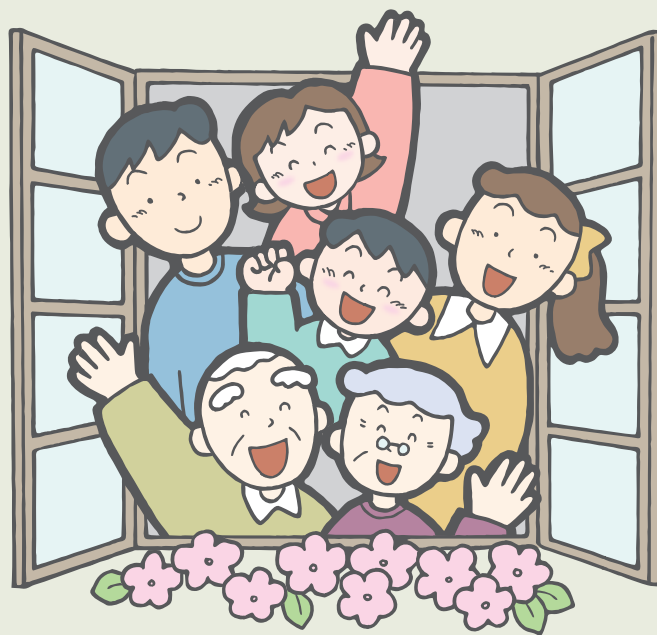


みんなでつくろう 地域の絆

亀山市地域福祉活動計画

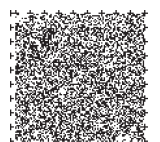


概要版



亀山市社会福祉協議会

平成24年 3 月



「地域福祉活動計画」をなぜつくったの？

「地域福祉」とは、その字の表すとおり、「地域」における人と人とのつながりの中で、互いに助け合うことによって、住む人の「福祉」を高めようというものです。「福祉」はとても広い意味を持つ言葉ですが、おおよそ「幸せに暮らせること」という意味です。人は、年を取ったり、障がいを持ったり、病気になったりして、生活が自分だけではしづらくなることがあります。その時に、その人を支える制度や活動を「福祉」と呼ぶことが最近は多くなっています。

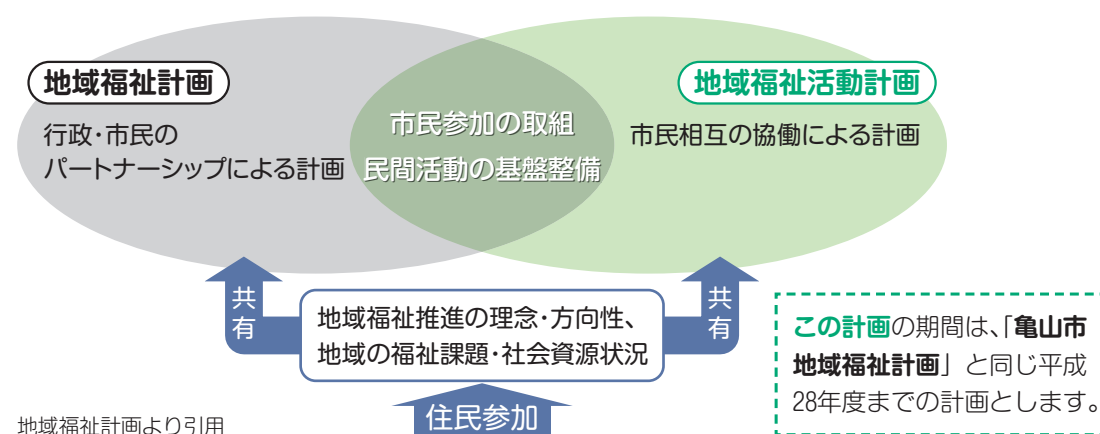
近年、少子高齢化が進み、「支えられる人」が増える一方で、「支える人」が次第に減ってきています。また、若い世代が都市に出ていくことなどによって、高齢者のひとり暮らしも増えてきています。以前にも増して、「地域」で支えることの重要性が高まっています。

今後さらに進む少子高齢化の中でも、「地域」の中で、住民同士が「幸せに暮らせるように支え合う」ために、共通の目標を持って、同じ方向に向けて活動を進めることを目的として、ここに「**亀山市地域福祉活動計画**」を策定するものです。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は車の両輪です

この「**地域福祉活動計画**」と対になるものとして、亀山市の策定した「**地域福祉計画**」があります。「**亀山市地域福祉計画**」は行政と亀山市民とが協働・協力して取組む方向を示す役割を持ちます。一方、「**亀山市地域福祉活動計画**」は、亀山市民同士の福祉活動の目標や内容を示す役割を持ちます。

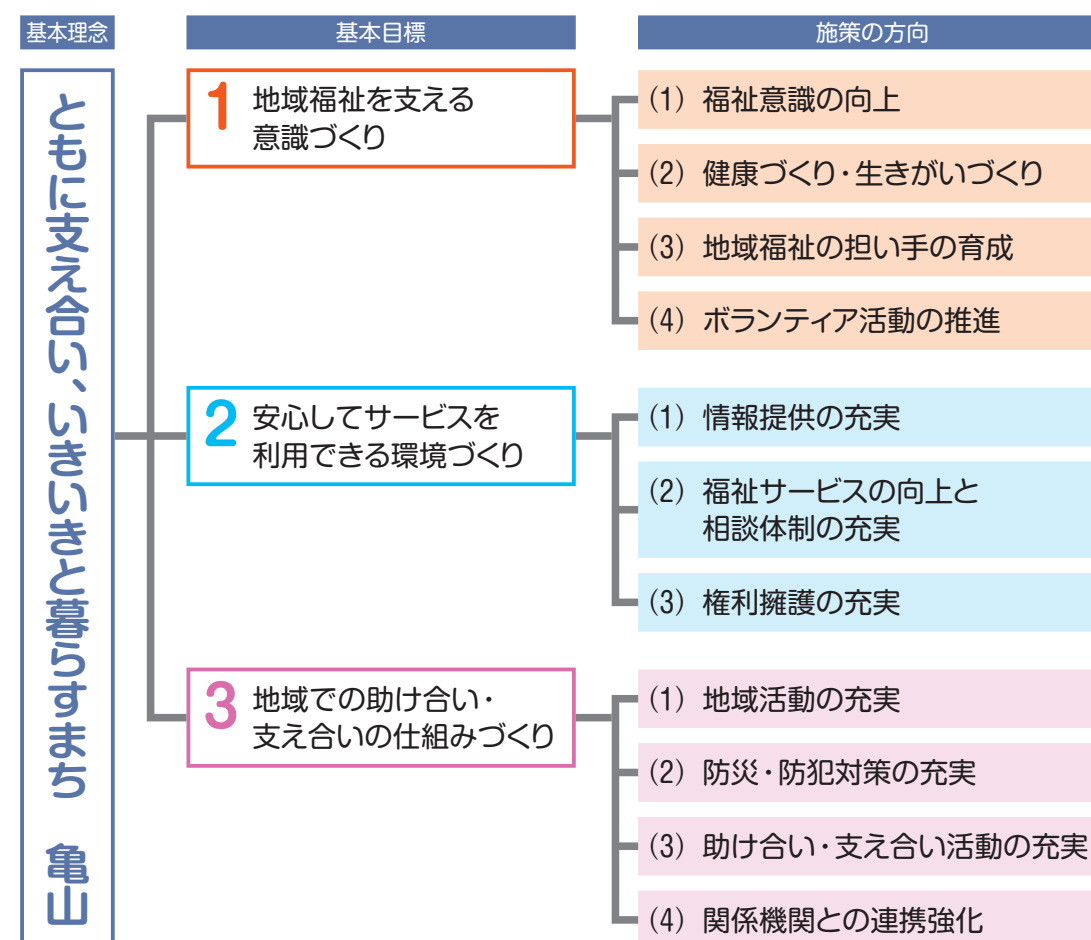
この2つの計画のどちらが欠けても、「地域福祉」を進めることはできません。2つの計画が共通の理念を持ち、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、綿密な連携が求められます。



地域福祉計画より引用

計画の組み立て

この計画の基本理念、基本目標、体系は、「**亀山市地域福祉計画**」と共通とします。



市民が主体となって地域福祉活動を進めましょう

市民が主体となり、地域住民同士が取組む福祉活動の指針（進め方）として、次の2つを掲げます。

1 地区コミュニティセンター等を拠点とし、地域特性を活かした福祉活動

市内の地区コミュニティセンターや集会場等を福祉活動の拠点として、それぞれの地域にある組織、施設、機関や生活環境などといった地域の特性を活かした福祉活動が取組まれるよう、関係機関同士の連携強化を行います。

2 地域住民の創意工夫による福祉活動

住民同士のネットワーク機能を強化することにより、地域課題の早期発見に努め、地域交流や助け合い・支え合い活動など、地域住民が担い手として創意工夫による福祉活動に取り組めます。

自分たちの地域で できることから 取組んでみませんか？

1 地域福祉を支える意識づくり

(1) 福祉意識の向上

●「あいさつの日」の設定

- 伝統行事や文化・スポーツイベント、美化活動などを通じた世代間交流の推進
- 男性を対象とした料理教室の開催
- 外国籍の人や障がいのある人も参加できるような行事の開催

「あいさつの日」の設定

あいさつは人づきあいの第一歩です。市内では、いろいろな団体がそれぞれで「あいさつ運動」を展開していますが、これを地域、職域での「あいさつ運動」に広げることによって、「顔の見える地域づくり」へとつなげます。また、地域で互いに顔見知りになることで、防犯や、認知症の人や高齢者の見守りにつながります。

例えば

(2) 健康づくり・生きがいづくり

●みんなで誘いウォーキング

- 職場や自治会単位での健康講座や研修会の開催
- 自主的なスポーツサークルや健康サークルの結成
- 地域の特産品や地元の野菜等を使った健康レシピの開発

みんなで誘いウォーキング

ウォーキングは健康づくりに効果があると言われていますが、ただ歩くだけでなく、楽しみながら歩ける仕掛けがあれば、ウォーキングを楽しむ人が増えるでしょう。市内各所に点在する史跡や文化資産を巡りながら、楽しくみんなでウォーキングすることで、手軽に、身近な健康づくりを進めます。

例えば

(3) 地域福祉の担い手の育成

●福祉委員の活動の充実と周知

- ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加の呼びかけ
- 福祉に関する出前講座の活用
- 小中学生の福祉施設見学や交流機会の充実

福祉委員の活動の充実と周知

市内の各地区コミュニティでは、福祉委員が活動していますが、まだまだ福祉委員のことを知らない人も多いようです。福祉委員のことをもっと知ってもらい、役割を認識してもらうことで、福祉委員が小地域にもっと関わることによる、きめ細やかな福祉の地域づくりを進めます。

例えば

(4) ボランティア活動の推進

●あなたを助け隊 ～親切交換をしよう～

- ボランティア団体の活動紹介
- 「ボランティアの日」の設定
- 福祉施設へのボランティア受入れのためのマニュアル作成

あなたを助け隊 ～親切交換をしよう～

地域において「ちょっとした困りごと」は、「ちょっとしたボランティア」で解決できるものですが、困りごととボランティアが繋がらなければ始まりません。困っている人がSOSを発信できて、「あらゆる世代」の活用でみんながボランティアになり、地域の中で解決できる仕組みをつくります。

例えば

2 安心してサービスを利用できる環境づくり

(1) 情報提供の充実

●困りごと助けます

～相談窓口やサービス情報の周知と活用～

- 各団体や地区の集まりなどを利用し、寸劇などを用いながら各種サービスをPR
- 各団体の広報紙やホームページ等への福祉サービス情報の掲載
- 地域ごとの介護・福祉・医療サービス提供事業所マップの作成

困りごと助けます

～相談窓口やサービス情報の周知と活用～

生活の中の様々な困りごとに対し、どこに相談したらよいか、どんなサービスがあるか、知らない人も多いようです。支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、サービスを知らない人、困っている人に対し、相談窓口やサービスを紹介し、きめ細かな支援につなげます。

例えば

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

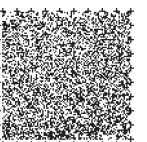
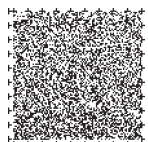
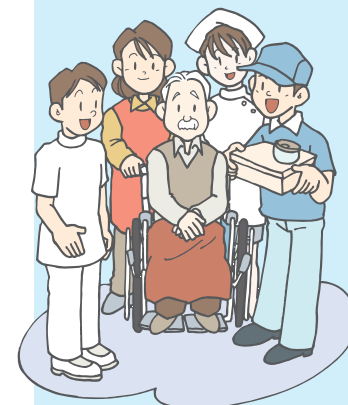
●生活応援サービスのパッケージ化

- 地域で相談支援活動を行っている人同士の情報交換会の開催
- 日常生活の悩み事相談所の開設
- 気になるうわさを集める「緑のポスト(仮称)」の設置

生活応援サービスのパッケージ化

家の近くに公共施設や商店、病院などがなく、不便な思いをしている人がいますが、行政による移動支援には限界があります。そこで、人が移動するのではなく、サービスが出向くという発想で、様々な生活応援サービスを組み合わせた移動サービスが地域に出向くことで、身近でサービスを利用できる機会をつくります。また、いくつかのサービスを同時に受けられることによって、閉じこもりがちな高齢者等が地域に足を運ぶきっかけとなります。

例えば



自分たちの地域で できることから 取組んでみませんか？

(3) 権利擁護の充実

●「声を上げられない人」を守る地域づくり

●人権尊重意識を高める勉強会の開催

●福祉サービス提供事業所内での 法令遵守、人権尊重についての 勉強会の開催

●福祉サービス提供事業所間での 意見交換、情報交換の充実

「声を上げられない人」を守る 地域づくり

虐待には様々な形があり、育児ストレスや介護ストレスから生じるケースも少なくありません。暴力、暴言はもちろん、おむつ交換や病気の看病をしないことも虐待行為に当たります。誰もが虐待をする立場になる可能性があるということを身近な問題として捉え、みんなが虐待について正しい知識を持つことが大切です。また、地域住民同士が声を掛け合い、見守り合うことで、虐待の早期発見、防止につなげます。

例えば

3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

(1) 地域活動の充実

●地域デビューしよう！

●「地域家族」をつくろう

●子どもの居場所はみんなの居場所 地域支え合いサロン

●子どもから高齢者まで、 誰でも参加できるイベントの開催

●高齢者が若い世代に 昔遊びや農作業等を教える場づくり

地域デビューしよう！

地域活動に参加する人はどうしても偏りがちですが、地域に住む人は誰もが地域の一員です。現役時代は仕事一筋だった人、家事や子育てに追われ、地域活動に参加する余裕のなかった人など誰もが、気楽に地域活動に参加し始められるようなきっかけづくりを行います。

例えば

「地域家族」をつくろう

ひとり暮らしやふたり暮らしの家を活用して、地域ごとにアレンジしながら、気楽に人が集まれる場所をつくりまします。それは、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって心地よい居場所となるとともに、場所を提供する方にとっても家族のような関係が増えるという相乗効果が期待されます。

例えば

子どもの居場所はみんなの居場所 地域支え合いサロン

核家族化が進み、子どもを見守る環境は刻々と変化する中、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加し、いつでも誰でも気軽に参加できるサロン活動を行うことで、高齢者の生きがいづくりや地域住民の交流の場としてはもちろん、大人は子どもを見守り、子どもは大人から学びながら次世代を担っていくといった、住民相互の支え合いの仕組みづくりを目指します。

例えば

(2) 防災・防犯対策の充実

●ご近所防災マニュアルの作成 ～まずは隣近所の絆から～

●登下校時における声かけ、 見守り運動の展開

●自主防災組織の連絡体制の徹底

●自治会単位、組(班)単位で 要援護者の把握、情報共有

ご近所防災マニュアルの作成

～まずは隣近所の絆から～

近年、隣近所のつながりが薄れ、近所にどんな人が住んでいるか分からないという状況が生まれています。さらに、個人情報保護の壁が妨げになり、そうした人の情報を入手することが難しくなっています。しかし、いざというとき、頼りになるのはやはり隣近所の助け合いではないでしょうか。日頃から組や班単位での交流を深め、小地域単位での要援護者や外国籍の人を組み入れた実践的な防災訓練を実施して、地域版の防災マニュアルを作りあげます。

例えば

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

●伝えよう、地域の宝

●認知症になっても暮らせる 見守りネットワークづくり

●ちよい乗りボランティア

●「声かけ隊」の結成(子どもへの声かけ、 高齢者や障がいのある人に対する安否確認)

●先輩ママによる 「すぐに聞けるテレホンサービス」の実施

伝えよう、地域の宝

地域の中には、様々な特技や経験をお持ちの方が多数みえます。しかし、そうした特技や経験を活かす場がないことは、大変もったいないことです。地域の宝(人、技術、心)を伝承していくことを通じて、次世代を担う若年層の地域参加を促し、助け合いなどの活動につながっていくことを目指します。

例えば

認知症になっても暮らせる 見守りネットワークづくり

誰もが認知症になる可能性があります。認知症になっても地域の中で暮らし続けることができるよう、認知症の人を地域の人みんなで重層的に見守るシステムづくりを進めます。

例えば

ちよい乗りボランティア

高齢者や障がいのある人等の移動支援を求めるニーズは高まっています。公共交通をカバーするきめ細かな移動を支援するため、地域で乗り合いできる仕組みをつくりまします。

例えば

(4) 関係機関との連携強化

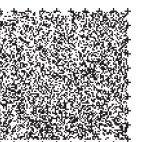
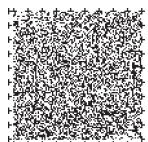
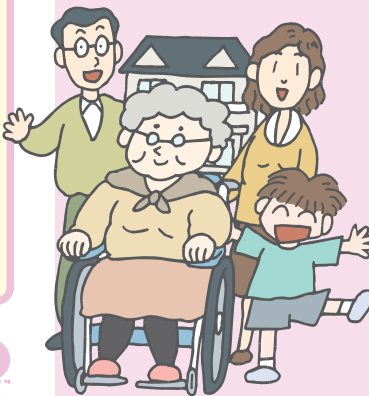
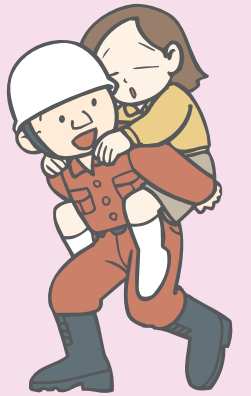
●めざせ! 元気なコミュニティ

●地域で活動する団体相互の 役割分担の明確化

めざせ! 元気なコミュニティ

各地域では、様々な地域活動団体やボランティア、NPOがそれぞれ活発な活動を展開しています。地区コミュニティを中心に、そうした地域活動団体やボランティア、NPOの活動をつなぎ、さらには福祉サービス提供事業者、企業などとも連携し合うことで、地域力の向上を図ります。

例えば

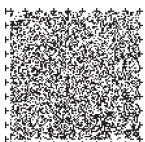


社会福祉協議会は 市民の皆さんの活動を支援します

市社協は、地域住民が行う福祉活動に対し、それを支える役割を担い、以下の取組に努めます。

1	地域福祉 コーディネーターを 配置します	地域住民をはじめ地域の様々な関係団体による福祉活動を支援するために、専門のコーディネーターを配置します。関係機関や組織との連絡調整、相談や助言等を行い、住民と共に地域課題に取り組めます。
2	情報提供に 努めます	福祉活動に関する様々な情報を収集し提供します。また、ホームページや広報紙、マスメディア等の媒体を積極的に活用し、地域活動への呼びかけや福祉活動の紹介、福祉サービスの利用に関する情報を広く市民に発信します。
3	地域福祉の担い手を 発掘・育成します	広く住民に対して福祉講座や講演会を行うなど、福祉意識の向上に努めるとともに、地域の福祉団体や福祉協力校と連携を密にしながら地域福祉教育を推進します。また、ボランティアや民生委員・児童委員、福祉委員等を対象に研修会を行います。
4	財源の確保に 努めます	取組の主体となる組織や団体等に対して活動に必要な経費を支援するため、共同募金や社会福祉協議会費、福祉ボランティア基金などを活用し助成を行うと同時に、財源を確保するための啓発に努めます。また、必要に応じて市社協が所有する資器材等を貸与し、活動拠点を中心に幅広い運用を図ります。
5	活動推進のための 仕組みづくりを 進めます	市社協が持つ公共性を活かし、行政と協働しながら既存の制度の見直しや居場所づくりの推進、ボランティアポイントなどの新たな制度の検討を行い、住民が地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるような仕組みづくりを行います。

今後も、小地域ネットワーク活動の支援を中心に、ボランティア活動の支援、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンの開催支援、地域福祉権利擁護事業など、幅広い取組を行っていきます。



亀山市地域福祉活動計画(概要版)

平成24年 3 月

発行●亀山市社会福祉協議会

〒519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 TEL 0595-82-7985 FAX 0595-83-1578
<http://www.kameyama-shakyo.or.jp/>